

## Ⅱ マイナンバー制度

### 扶養控除等申告書へのマイナンバーの記載の省略

#### (1) 概要

- ・給与支払者によるマイナンバーの記載された「帳簿」の保存
- ・給与支払者と従業員との間での合意により、扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバー(個人番号)を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示すること

#### (2) 帳簿の記載事項

- ① 扶養控除等申告書に記載されるべき提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名、住所及びマイナンバー(個人番号)
- ② 帳簿の作成に当たり提出を受けた申告書の名称
- ③ ②の申告書の提出年月

- ① に変更があった場合はその変更の届出書に基づき訂正する

<例>

個人番号(管理)帳簿                      株式会社〇〇

山田太郎

氏名	続柄等	扶養対象	住所	個人番号	基になる資料	
					名称	提出日
山田太郎	本人	/	×××	×××	個人番号利用 目的同意書	○年○月○ 日
山名花子	配偶者	扶養	×××	×××	○年扶養控除 等申告書	○年○月○ 日
山田一郎	長男	扶養	×××	×××		

- ・変更等があった場合は随時、届出書を入手して追加記載する